

事務局からのお知らせ

3月～4月の届出について

1. 届出登録の期日

3月末退職者の届出登録は4/26までをお願いします。

4/1加入、転出、転入の届出も4/26までをお願いします。

※**重複登録や加入資格のない人を登録する間違いが多いので、締日前に再度ご確認ください。**

2. 書類の提出

3月末退職者に限り、3月中から書類の受付を始めます。

3月末退職の限定対応ですので、それ以外の日の退職者の書類は、退職後にご送付くださいますようお願いいたします。

脱退書類の記入の注意事項

1. 脱退書類に本人の訂正印は不要

脱退書類の2枚目は県社協から三井住友信託銀行に提出する書類です。

訂正印は県社協の会長印になります。



間違った場合は、二重線で抹消して訂正してください。

本人の訂正印は不要です。（他の書類も訂正印なしで結構です。）

2. 退職所得申告書の一般・無 に○

退職所得申告書のA欄も記入が必要です。

②退職の区分等は「一般」、生活扶助は「無」に○を付けてください。

（障害者になったことが原因で退職した場合は、障害 に○を付けてください。）



3. 口座番号は7桁で記入

口座番号は7桁で記入してください。

7桁に満たない場合は、**頭に0を加えて**記入してください。

※未だに、**第四北越銀行の支店名の間違ひがあります。**支店名を間違えると送金不能となり、再送金までに1週間以上かかりますので、十分にご注意ください。

口座振替日の変更について

◆4月分の掛金（5月引落分）から、**口座振替日を毎月15日**に変更します。金融機関休業日の場合は、翌営業日です。

◆毎月の締日は、月末営業日の2営業日前になります。詳しくはスケジュール表でご確認ください。

◆口座振替ハガキを希望される事業所が多かったので、従来通り送付します。掛金は締日に確定し、翌月1日に会員サイトの情報もすべて更新されます。お急ぎの場合は、会員サイトでご確認ください。

問合せフォームの設置

繁忙期には問い合わせが殺到し、電話では対応しきれない状態になります。また、口頭ではミスや処理漏れが発生する恐れもあります。

できるだけ**問合せフォームに入力して**くださいますようお願い致します。

<https://forms.gle/aE1N4GzWrhio3X66>

転職予定で継続加入希望の報告もフォームで受付しますので、ご利用ください。

<https://forms.gle/fh2LxJyBbsksLwY28>

メールの確認

重要な連絡をメールでお送りしています。担当者が変更になった場合は、**忘れずに会員サイトのメールアドレスを変更してください。**

また、月1～2回はメールの確認をお願いします。

お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課

TEL：025-281-5520 / FAX：025-281-5528

MAIL:soumu@fukushiniigata.or.jp